

中国知財関連ニュース

このニュースは、1100 余名の弁護士、弁理士及びパライーガルを擁し、中国最大規模の総合法律事務所である金杜法律事務所によって編集された、日本の知財関係者にとって有用となる知財関連情報を月1回提供するものです。

**KING&WOOD
MALLESONS**
金杜律师事务所

北京市朝阳区东三环中路1号
环球金融中心东塔20层 邮编100020
20th Floor, East Tower, World Financial Center
No.1 Dongsanhuan Zhonglu, Chaoyang District
Beijing, 100020, China
T +86 10 5878 5588
F +86 10 5878 5544
patent@cn.kwm.com
www.kwm.com

知財業界動向及び IP 事件ニュース

金杜律師事務所特許部

一. 特許業界動向 (2013年1月～3月)

1. ヨーロッパ特許庁への特許出願数、中国企業の成長率が1位

ヨーロッパ特許庁の3月6日の発表によると、2012年、ヨーロッパ特許庁は世界各地から合計25.8万件の特許出願を受け、前期比で成長率が5.2%となり、ヨーロッパ特許出願数の新記録を打ち立てた。出願した上位5カ国のうち、中国企業の特許出願は全体の7.3%を占め、出願件数が同期比で11.1%上昇し、最も急成長した国となった。特許出願数の世界ランキングにおいて、ZTEは一年間で33位から10位に躍進し、華為はヨーロッパ特許庁の特許出願企業のトップ20にランクされた2番目の中国企業となった。統計によると、中国からの特許出願のうち、デジタル通信分野が全体の42%を占めている。

2. 2012年中国発明特許授権の状況

2月21日、国家知識産権局は2012年の我が国の発明特許授権状況を発表した。2012年の我が国の発明特許授権数は21.7105万件にのぼり、同期比26.1%増である。そのうち、国内発明の特許授権は14.3847万件、前年比28%増であり、その年の授権された発明特許全体の66.3%を占めている。なお、このうち、2012年に授権された職務発明特許は12.5954万件であり、87.6%を占めている。

トップ 10 にランクされた国内企業は、それぞれ華為技術有限公司 (2734 件)、ZTE 株式会社 (2727 件)、鴻富錦精密工業 (深セン) 有限公司 (1099 件)、中国石油化工株式会社 (1044 件)、中芯国際集積回路製造 (上海) 有限公司 (530 件)、BYD 株式会社 (510 件)、華為ターミナル有限公司 (347 件)、杭州華三通信技術有限公司 (318 件)、中国移动通信集团公司 (303 件)、及び奇瑞汽車有限公司 (293 件) である。わが国の企業の特許情報を総合的に分析すると、基礎発明や独創発明はまだ少数であり、中国自国の発明特許の技術度も複雑度もまだ低い。また、一部の重要な分野では、中国国内所有の発明特許が少なく、改良型発明が多数を占めており、わが国の独自革新能力を高め、特許実力を更に高めることが必要である。

3. 特許審査協力天津センターが成立

1 月 22 日、国家知識産権局と天津市人民政府が天津において特許審査協力天津センタープロジェクトの調印式を行った。特許審査協力天津センターは、広東、江蘇、河南、湖北に続き、国家知識産権局が北京以外で建設を開始したわが国の特許審査業務を担当する 5 番目の作業組織である。天津センタープロジェクトは約 120 エーカーの土地をカバーし、8 万平方メートルの業務用建物を建設する。当該センターは、2017 年末までに 2000 名の特許審査官及び 120 名の管理員を含むチームを編成し、年間で審査する発明特許出願を約 11 万件に達させる計画を持つ。

4. 中関村は知識産権法律保護研究院を成立

3 月 24 日、北京大学、中国政法大学、北京理工大学等の著名な大学の専門家が共同で開始した中関村知識産権法律保護研究院が正式に成立した。同研究所は、関連する政府及び司法部と連携し、知的財産権の立法、法執行、司法方面の研究を展開し、特集研究、プロジェクト諮問、学術報告、国際交流、人材育成、成果展等の形式で知的財産権に対して全方位の研究を行い、共同で革新を実現する。研究員は知的財産権の法律保護研究を使命とし、北京を拠点として中国全土において、知的財産権にかかわる国際交流及び協力を積極的に展開し、革新型国家の建設に知的財産権の理論という側面から支持を提供する。

5. 『特許審査指南補正草案（意見公募草案）』は公に意見を呼び掛け

国家知識産権局は『特許審査指南補正草案（意見公募草案）』（以下、意見公募草案という）を公表し、社会に向けて意見を募集する。意見公募草案は『特許審査指南』第一部分第二章の第11節、第13節及び第1部分第三章の第8節、第11節の関連する内容を補正することを意図とする。補正の本来の意図は、実用新案の特許出願に対して明らかに新規性を具備しないか否かという審査の過程、及び意匠特許出願に対して明らかに特許法第23条第1項の規定に合致しないか否かという審査の過程において、審査官が従来技術又は従来設計をより積極的に見つけることが目指されるべきであり、審査官が従来技術又は従来設計と抵触する出願情報の取得方式を制限すべきではないことから、『特許審査指南』における『一般的に検索を介さず』及び『その検索を経ず』という記述の削除を提案する。同様に、審査官は特許法第9条の規定に従って行う審査については、同じ発明創造を見つける方式を制限すべきではなく、『一般的に検索を介さず審査を行う』という表現を削除することを提案する。

6. 国務院が4つの条例の補正決定を公布、知的財産権侵害の取締り能力を補強

国務院総理温家宝は国務院命令に署名し、国務院の『中華人民共和国著作権法実施条例』を補正する決定、『情報ネットワーク伝播権保護条例』を補正する決定、『コンピュータソフトウェア保護条例』を補正する決定、『中華人民共和国植物新品種保護条例』を補正する決定を公布した。これら決定は2013年3月1日より実施される。補正後、違法行為に対する罰金を増額し、知的財産権侵害及び偽造品や粗悪品の製造販売行為の取締り能力を補強する。

7. わが国の最初の『企業知識産権管理規範』を実施

国家知識産権局が起草制定した『企業知識産権管理規範』は国家質量監督検査検疫総局、国家標準化管理委員会により承認、公布された。これはわが国最初の企業知的財産権管理の国家基準であり、3月1日に実施する。『規範』の主旨の核心は、企業知的財産権の管理能力を高めることである。主に企業知的財産権管理規範の範囲、規範性引用文献、用語と定義、企業知的財産権管理システム、管理職責、資源管理等の内容を含む。

二. 注目を浴びる事件紹介 (2013年1月～3月)

1. (原告) 上海智臻ネットワーク科技有限公司 vs. (被告) Apple コンピュータ貿易 (上海) 有限公司、Apple 公司 (Apple Inc.) (特許権侵害案)

上海市第一中級人民法院は3月27日に、上海智臻ネットワーク科技有限公司 vs. Apple コンピュータ貿易 (上海) 有限公司、Apple 公司 (Apple Inc.) の発明特許権侵害案に対して予備法廷審理を行った。Apple は当該事件の審理の中止を申請したが、法院はそれを許可しなかった。智臻ネットワークは、特許番号が ZL200410053749.9 でありチャットロボットシステムの特許権利者であると主張した。当該チャットロボットは人工知能サーバーとデータベースによって受信したユーザのステートメントを処理し、知能的な回答を与えることができる。2012年1月、Apple 貿易公司是中國大陸市場に対して Siri 機能を搭載した iPhone4S 携帯電話を大規模に販売開始した。智臻ネットワークは比較分析によって、iPhone4S に使用した Siri は智臻ネットワークの特許技術を不正に使用し、その実現方案がその発明特許の保護範囲内にあると主張した。智臻ネットワークは以前、Apple 貿易公司与 Apple 公司に書簡を送り、交渉によって当該紛争を解決すると表明したことがあるが、前記二社は何れも返答をしなかった。その後、智臻ネットワークは法院に起訴し、Apple 貿易公司がその発明特許権を侵害する製品の製造、使用を直ちに停止し、Apple 公司が前記製品の製造、販売を直ちに停止する旨の判決を請求した。しかし Apple 公司是、ただ製品を販売しているだけであり、技術案の使用を含まず、対象特許権を侵害していないと主張し、また、智臻ネットワークの特許権の保護範囲は確定できず、両者の技術的特徴が異なっており、Siri のアプリは権利侵害にならないと主張した。

2. (原告) マイクロソフト公司 vs. (被告) 北京銘万智達科技有限公司及び銘万情報技術有限公司 (ソフトウェア著作権権利侵害案)

マイクロソフト公司是各バージョンの Microsoft Windows Server と SQL Server のコンピュータソフトウェアの著作権者である。マイクロソフト公司是、銘万智達公司及び銘万情報公司在中國における中小企業への最大の情報化サービスプロバイダーとして、マイクロソフト公司的授權を得ずに、その銘万ビ

ル本社及び全国の各支社の関連するコンピュータに対象ソフトウェアを無断にインストールした上、商業的に使用し、マイクロソフト公司所有のコンピュータのソフトウェアの複製権を侵害したとして、法律に基づき侵害の停止、謝罪、損害賠償等の民事責任を負うべきであると主張した。法院はマイクロソフト公司の申請に応じて銘万智達公司及び銘万情報公司の経営場所及び預けたサーバーについてスポットチェックの方式を採用し封印及び証拠保全を行ったが、証拠からは、銘万情報公司は前記対象コンピュータソフトウェアを複製し、かつ商業的に使用し、銘万智達公司のコンピュータに対象コンピュータのソフトウェアがインストールされていないという事実が明らかとなった。法院は審理を行い、以下のように認定した。すなわち、銘万情報公司が対象コンピュータのソフトウェアを複製する行為はマイクロソフト公司の著作権を侵害したため、侵害の停止、損失の賠償の民事責任を負うべきであるが、銘万智達公司のコンピュータに対象コンピュータソフトウェアがインストールされておらず、マイクロソフト公司のコンピュータソフトウェア著作権を侵害するとの主張は証拠が不十分であるため、それをサポートしない。具体的な損失賠償は、対象コンピュータソフトウェアの性質、権利侵害行為の程度に基づいて確定する、というものであり、これによって、銘万情報公司は権利侵害を停止し、経済損失 200 万元、合理的な支出 8000 元を賠償すると判決した。

3. (原告)Baidu (中国語会社名、百度) vs. (被告) qihoo (中国語会社名、奇虎) 一億元賠償の主張について法院が立件

一方は、検索エンジンのボスであり、他方は、度々議論されてきた「侵入者」である。Baidu と qihoo360 が去年下半期で引き起こした「3B 大戦」は、新年再び勃発した。北京市第一中級人民法院は今年 2 月 8 日に Baidu が qihoo を訴えた「Robots 協定」(ロボット協議又は爬虫協議ともいう)違反について、そのウェブサイトのコンテンツをキャッチし、複製するという不正競争行為という事件を正式に受理し、賠償要求金額は 1 億元にのぼる。当該高額賠償要求案によって、インターネット業界において国際的に通用した慣例である「Robots 協定」は、再び人々の注目を集めるようになった。

2013 年 4 月 2 日 (原稿受領)

事務所概要紹介

金杜法律事務所は、中国司法部から最も早く設立を認可されたパートナーシップ制法律事務所の一つとして1993年に設立された、中国法律業界においてリーダー的地位を占める総合法律事務所の一つです。当事務所は、「顧客第一」の理念のもと、誠心誠意、クライアントに良質なリーガル・サービスを提供しています。当事務所はチームワークを尊重し、事務所の一元的管理、内部の緊密な協力、そして相互のサポート体制を事務所業務発展における堅固な基礎としています。「卓越したリーガル・サービス」、「卓越した体制」、「卓越した人材」の追求—金杜は、一貫して「卓越」を追求してきました。金杜の弁護士、弁理士の多くが国内外の著名大学の法学部や理学部を修了しており、そのうちの多くは国際的に名高い法律事務所に勤務又は弁護士、弁理士としての執務経験を有します。金杜の高い業務能力は、全方位的なリーガル・サービスに具現化されています。近年、金杜はその傑出した業績により、国内外の法律業界において高い信望と評価を集めています。

当所の知的財産権グループは、2001年3月に設立され、現在、「特許部」、「商標部」、「IP訴訟及び法律業務部」を擁し、権利出願から権利行使までの知的財産業務を含む包括的なリーガル・サービスを提供しております。クライアントの皆様のご愛顧を受け、設立から現在に至り、特許・商標弁理士、特許技術者130数名、裁判官OB、有資格者を含む弁護士40数名を有するまでに成長して参りました。誠実な業務態度の徹底およびリーズナブルなコストパフォーマンスにより、技術・法律・言語が三位一体となった高品質な特許出願業務や無効審判、訴訟などを遂行しております。

当所の知財業務の特色は以下のとおりです：

- ・ 知財の発掘、出願、権利化、保護、活用などの知財業務全般における、高品質なワンストップサービスのご提供
- ・ 出願にとどまらず、訴訟案件の経験も多数有する出願担当の知財実務者による、豊富な実務経験に基づいた安定的で強い権利の取得
- ・ 涉外知財訴訟の取扱件数は中国各事務所でナンバー・ワン

東京オフィスの知財駐在員の連絡先

中国特許弁理士 馬 立栄

住所：東京都千代田区永田町一丁目11番28号 相互永田町ビル4階 〒100-0014

電話番号： +81 3 3508 5599 (代表)

ファックス番号： +81 3 3501 5599

Eメール： malirong@cn.kwm.com